

- ・補充原則4-1①（経営陣に対する委任の範囲）に基づく開示  
当社は、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任することとしており、その旨をコーポレートガバナンスに関する方針第7項に定めています。  
[https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/governance\\_guideline.pdf](https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/governance_guideline.pdf)  
なお、当社は、取締役の過半数（11名中6名）を社外取締役とし、その人員構成の多様性に留意するとともに、監督機能の実効性・継続性に配慮しつつ社外取締役の在任期間について原則8年を超えないこととし、取締役会全体としての経営監督機能のいっそうの強化を図る旨をコーポレートガバナンスに関する方針第8項に定めています。  
[https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/governance\\_guideline.pdf](https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/governance_guideline.pdf)
- ・原則4-9（社外取締役の独立性判断基準）に基づく開示  
「社外取締役の独立性基準」について、本報告書の「Ⅱ. 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載していますのでご参照ください。また、「社外取締役の独立性基準」は、当社ホームページにも開示しています。  
<https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/independencies.pdf>
- ・補充原則4-10①（各委員会の独立性に関する考え方）に基づく開示  
当社は指名委員会等設置会社であり、構成員の過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会、および報酬委員会を設置しています。各委員会の権限・役割等については、本報告書「Ⅱ. 2. (1) 経営監督機能について」に記載していますのでご参照ください。
- ・補充原則4-11①（取締役会の構成に関する考え方）に基づく開示  
取締役会の構成に関する考え方については、上記「原則3-1（iv）に基づく開示」をご参照ください。  
取締役のスキルセットの分布は、以下のとおりです。

氏名	社内					社外					
	根岸秋男	永島英器	牧野真也	荒谷雅夫	菊川隆志	秋田正紀	上村達男	堀切功章	佐々木百合	上田輝久	吉井久美子
役職	取締役会長	取締役代表執行役社長グループCEO	取締役代表執行役副社長	取締役代表執行役副社長資産運用管掌執行役	取締役	取締役報酬委員 監査委員	取締役報酬委員 監査委員	取締役指名委員	取締役指名委員 監査委員	取締役指名委員	取締役報酬委員 監査委員
事業戦略	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金融・経済	○			○	○				○		
財務・会計・数理	○		○	○	○						○
法務・コンプラ・リスク管理	○	○			○			○			○
人事・労務・人財開発	○	○	○			○		○			
営業・マーケット開発	○	○	○		○	○		○		○	
商品・サービス開発 R&D	○	○	○			○		○		○	
IT			○							○	
国際性		○		○				○	○	○	○

※IT・デジタル分野における業務執行の監督を強化するため、2023年6月に取締役会内に「IT・デジタル委員会」を設置しました。今後、同分野の専門性・経験を有する社外人材を委員に迎え、2023年度下期より運営を開始する予定です

- ・補充原則4-11②（社外取締役の兼任状況）に基づく開示  
本報告書の「Ⅱ. 1. 【社外取締役に関する事項】会社との関係（2）」に記載していますのでご参照ください。
- ・補充原則4-11③（取締役会の実効性評価）に基づく開示  
当社では、年1回、取締役および指名・監査・報酬の各委員の評価結果に基づき、それぞれの実効性評価を実施しています。実効性評価に際しては、各取締役が評価したうえで課題を認識し、その課題について取締役間で自由闊達で建設的な議論・意見交換を行ない、改善の方向性を見出すことを重要視しています。

2023年度の取締役会の実効性評価（対象期間：2022年7月～2023年6月）は、以下のプロセスにて実施しました。

2023年4月	取締役会にて、前年度の実効性評価結果に基づき認識した主な課題への対応について振り返りを実施。また、各取締役による自己評価のためのアンケート項目の設定を含む、2023年度の実効性評価方法を決定
2023年4月	全取締役が評価を実施（アンケートに回答）
2023年5月	アンケート結果をふまえ、事務局は社外取締役に対してインタビューを実施し、課題および対応事項を明確化
2023年6月	社外取締役会議において実効性評価の方向性について意見交換
2023年6月	取締役会にて実効性評価を決議

取締役会および指名・監査・報酬の各委員会の評価結果の概要は次のとおりです。

<取締役会>

1. 前年度に実施した実効性評価結果に基づき認識した主な課題への対応

2022年度に実施した実効性評価（対象期間：2021年7月～2022年6月）に基づき認識した主な課題に対し、下表のとおり対応しました。

認識した主な課題	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会の監督機能の実効性をいっそう高めるため、取締役会での議論の深化に資するべく、経営上の課題・リスク認識をより明確にした資料内容とするとともに、審議時間を十分に確保する観点から、議場説明と事前説明における時間・内容面でのバランスを見直すなど、取締役会運営のさらなる高度化に取り組む必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会運営に対する第三者機関によるレビューを受領。また、レビュー内容をふまえ、社外取締役会議におけるディスカッションを実施。この結果に基づき、取締役会議事運営（取締役会資料および事前・議場説明の運営）を見直し</li> <li>取締役会資料に関しては、案件の要旨（エグゼクティブサマリー）について、課題・リスク認識を明確に記載した簡潔な内容に見直すとともに、特に着目すべき情報をグラフにして図示するなど、改善取り組みを実施</li> <li>事前・議場説明の運営に関しては、社外取締役への事前説明において、議案の内容に対する十分な理解を促進する観点から、趣旨・背景や専門用語等を含め詳細な説明を行なう運営とする一方、議場では、審議時間を十分に確保する観点から、案件の要旨に基づき簡潔な説明を行なう運営とするなど、事前・議場説明における時間・内容面でのバランスを見直し。これらを通じ、取締役会運営のさらなる高度化に取り組む</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保険業界や社業に関する参考情報など、取締役が適切な監督を行なうために必要な情報を整理し、適宜閲覧可能な環境をさらに整備するとともに、執行役等との非公式なコミュニケーション機会の創出や営業現場に対する視察の再開など、社業への理解促進に向けた取り組みをさらに拡充することが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社の事業概況等、社業理解に必要な情報を整理し、PC上で常時閲覧可能な環境を整備するとともに、業界・専門用語等をまとめた用語集を作成し、社外取締役に提供。また、取締役会では、付議事項のほかにも、経営上の重要事項にかかる社外取締役への情報提供を拡充</li> <li>取締役会後の昼食会・懇親会等を通じて、執行役・執行役員等とのコミュニケーションの機会を増やすとともに、総代会・評議員会の終了後にも昼食会を開催し、取締役と総代・評議員との意見交換の機会を拡充</li> <li>新たな営業職員制度（MYリンクコーディネーター制度）の移行後の状況等を確認する観点から、社外取締役による営業現場（支社・営業部）への視察を再開。加えて、ご契約者のご意見を直接お伺いすることを目的に全国の支社で開催する「お客さま懇談会」に陪席する機会も引き続き提供</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルトランスフォーメーションがもたらす当社の事業への影響や、サステナブルな社会づくりに貢献する取組み、不確実性が高い 外部環境の変化への対応など、経営上の重要事項についていっそうの議論が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルトランスフォーメーション（DX）に関しては、当社におけるDXの考え方や課題等について議論を行なうとともに、事業会社において責任者としてDXに携わってきた社外の有識者を招いて役員向け研修会を実施</li> <li>サステナビリティ経営に関しては、明治安田フィロソフィーやグループサステナビリティ方針に基づく取組みとして、気候変動問題への対応やESG投融资等について議論を行なうとともに、各地域における持続可能な社会づくりに貢献する取組み等について意見交換を実施</li> <li>その他、取締役会では、海外保険事業の強化に向けた戦略的な取組み等について議論を拡充。また、社外取締役会議においては、有事における監督側の対応にかかる整理や外部の専門家の知見を活用する枠組みの検討等、コーポレートガバナンスの高度化に向けた議論を進めるとともに、次期中期経営計画の方向性について意見交換を行なうなど、経営上の重要事項に関する議論を拡充</li> </ul>

2. 実効性評価の評価項目

- ・取締役会の構成・運営、社外取締役へのサポート体制
- ・取締役会の審議の充実、機能発揮の状況

3. 実効性評価結果の概要およびそれに基づき認識した課題

(1) 実効性評価結果の概要

各取締役の評価および意見交換を通じて、以下の点を含め、取締役会を通じたガバナンスは有効に機能しており、高い水準にあると評価しました。

- ・取締役会運営に対する第三者機関によるレビュー、および、社外取締役会議におけるディスカッションの結果に基づき、取締役会資料や事前・議場説明の見直しが行われた結果、議事運営の高度化が図られた
- ・取締役会以外の非公式なコミュニケーション機会の拡充や営業現場への視察の再開等を通じ、社外取締役による社業理解がさらに進んだ
- ・次期中期経営計画の方向性やコーポレートガバナンスの高度化に向けた取組み（有事における監督側の対応にかかる整理や外部の専門家の知見を活用する枠組みの検討）など、経営上の重要事項においてフィロソフィーに照らした深度ある議論と認識共有が取締役間で図られており、取締役会の実効性は高い

(2) 認識した課題

次の各点を中心に、さらなる実効性の向上に引き続き取り組んでいくことを確認しました。

- ・取締役会による監督機能をさらに強化するため、IT・デジタルに関する外部の専門家の知見を活用するなど、取締役会運営のさらなる高度化に取り組む必要
- ・取締役会において特に議論を要する案件にかかる論点の明確化、社外取締役会議での意見交換のさらなる活性化に向けた対応、社業理解に資する視察等のいっそうの拡充など、社外取締役に対するサポート体制をさらに充実させる必要
- ・当社におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）のあり方や、MYリンクコーディネーター（営業職員）制度、海外事業戦略、ブランド戦略等、経営上の重要事項についていっそう議論を行なうことが必要

<指名委員会>

1. 前年度に実施した実効性評価結果に基づき認識した主な課題への対応

2022年度に実施した実効性評価（対象期間：2021年7月～2022年6月）に基づき認識した主な課題に対し、下表のとおり対応しました。

認識した主な課題	対応状況
・取締役選任ガイドラインの制定・改訂	・指名委員会等での意見交換を実施のうえ、取締役選任時のプリンシプルとなる取締役選任ガイドラインを制定・改訂
・候補者情報の確認機会の拡充と、先々の改選を見据えた候補者の絞り込み等への早期着手	・取締役候補者選任議案の審議時には、都度プーリングリストを最新化し、委員間で最新の情報を共有 ・最新化したプーリングリストをもとに、次の取締役候補者、次の次の取締役に関する議論を指名委員会で早期に実施
・候補者選定における基本的な考え方の明示や、候補者間での情報比較の充実	・次の取締役候補者に求める要件・スキルを明確化し、その条件に合致する候補者をリストアップ・相対比較のうえ、取締役候補者を選定

2. 実効性評価の評価項目

- ・指名委員会の構成・運営、社外取締役へのサポート体制、委員会の実効性

3. 実効性評価結果の概要およびそれに基づき認識した課題

(1) 実効性評価結果の概要

各委員の評価および意見交換を通じて、以下の点を含め、取締役候補者の選定機関としてのガバナンスは高い水準で有効に機能していると評価しました。

- ・社外取締役候補者のプーリング情報の適時の最新化や、取締役登用にかかる外部環境変化や他社動向等の事務局からの情報提供を充実
- ・指名委員会において、取締役候補者選任プロセスの見える化やプロセスへの早期着手の実施などを通じ、プロセスを高度化

(2) 認識した課題

次の各点を中心に、さらなる実効性の向上に引き続き取り組んでいくことを確認しました。

- ・制定・改訂した取締役選任ガイドラインに沿った実効性のある取締役選任プロセスを運営
- ・女性取締役候補者の選任について、外部環境変化等も踏まえた検討を継続

<監査委員会>

1. 前年度に実施した実効性評価結果に基づき認識した主な課題への対応

2022年度に実施した実効性評価（対象期間：2021年4月～2022年3月）に基づき認識した主な課題に対し、下表のとおり対応しました。

認識した主な課題	対応状況
・内部監査機能の直属化による効果の維持・向上	・2020年度から内部監査機能を監査委員会に直属化したことに伴い、内部監査実施内容、内部監査結果、内部監査の品質評価および成熟度評価の取組み等、内部監査関連の報告議案を充実 ・監査実施内容・結果、監査手法等について、内部監査役が直接報告し直接質疑を受ける運営を充実
・有意義な審議に向けた情報提供の充実	・会計監査人から「ESG情報の開示の拡充を踏まえた情報提供」を受ける等、タイムリーなテーマを設定 ・定例議案以外に、従前行なっていなかった「三営業部門

(個人営業部門、公法人営業部門、総合法人営業部門)の現況、「ブランド戦略の現況」をテーマとして監査委員会に報告

2. 実効性評価の評価項目  
・監査環境、業務監査、会計監査、監査の方法等、監査報告書の作成、内部監査の成熟度評価に係る対応

3. 実効性評価結果の概要およびそれに基づき認識した課題

(1) 実効性評価結果の概要

各委員の評価および意見交換を通じて、内部監査機能の直属化による効果の維持・向上、有意義な審議に向けた情報提供機会の充実等、監査委員会の実効性が向上したことから、監査委員会は、監査委員会規則、監査委員会監査規程等に則りその職務を適切に遂行していると評価しました。

(2) 認識した課題

次の各点を中心に、さらなる実効性の向上に引き続き取り組んでいくことを確認しました。

- ・有意義な審議に向けた意見交換・情報提供機会の充実
- ・議案報告・情報提供における運営の高度化

<報酬委員会>

1. 前年度に実施した実効性評価結果に基づき認識した主な課題への対応

2022年度に実施した実効性評価(対象期間:2021年7月~2022年6月)に基づき認識した主な課題に対し、下表のとおり対応しました。

認識した主な課題	対応状況
・役員報酬水準を決定する際の役員評価にかかる議場説明の充実	・役員報酬水準の報酬委員会決議において、報酬委員である執行役社長から、個別役員の評価について、議場での補足説明を行なう等、議場説明を充実
・他社情報開示の調査・研究を通じ、当社情報開示の高度化等を検討	・開示府令に基づく一般上場会社の役員報酬に関する有価証券報告書や統合報告書における開示好事例を研究 ・当社の開示情報の高度化については、次期中期経営計画における役員報酬制度の見直し可否を踏まえ、次期中期経営計画のタイミングで高度化を行なう方向性で継続検討
・役員報酬水準の妥当性確認時の根拠データに関する出典情報や、検証プロセスを見える化	・役員報酬水準モニタリングにおいて、第三者機関による外部検証結果に加え、有価証券報告書等で把握可能な他社の役員報酬にかかる開示情報を捕捉するなど、水準モニタリングの検証方法を充実

2. 実効性評価の評価項目  
・報酬委員会の構成・運営、社外取締役へのサポート体制、委員会の実効性

3. 実効性評価結果の概要およびそれに基づき認識した課題

(1) 実効性評価結果の概要

各委員の評価および意見交換を通じて、以下の点を含め、報酬の決定機関としてのガバナンスは高い水準で有効に機能していると評価しました。

- ・外部調査機関を活用し、新役員報酬制度における役員報酬水準の妥当性を確認
- ・他社事例等をふまえ、有事を想定した報酬体系の柔軟化の議論検討を実施

(2) 認識した課題

次の各点を中心に、さらなる実効性の向上に引き続き取り組んでいくことを確認しました。

- ・役員報酬水準の検証・モニタリングの高度化と適時適切な役員報酬の見直し
- ・他社情報開示の調査・研究を通じ、当社情報開示の高度化等を検討

・補充原則4-14②(トレーニング方針)に基づく開示

取締役および執行役は、その期待される能力を発揮するための研鑽に努めるとともに、会社は、取締役および執行役に対しその機会を適宜提供する旨をコーポレートガバナンスに関する方針第15項に定めています。

[https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/governance\\_guideline.pdf](https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/governance_guideline.pdf)

・原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)に基づく開示

当社は、相互会社の特性をふまえ、お客さま満足度の向上をめざし、潜在的な声や間接的な声を含む「お客さまの声」をさまざまな形で収集・分析するとともに、いただいたご意見等が経営に適切に反映されるよう努める旨をコーポレートガバナンスに関する方針第1項に定めています。

総代会、総代報告会、お客さま懇談会等を通じ、社員(ご契約者)との対話を促進し、良好かつ円滑な関係の構築に努める旨をコーポレートガバナンスに関する方針第16項に定めています。

[https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/governance\\_guideline.pdf](https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/governance_guideline.pdf)

また、企画部担当執行役が、相互会社制度運営および広報を統括し、お客さま懇談会運営については、企画部中心に本社各々が連携のうえ対応しています。

お客さま懇談会でいただいたご意見等は、総代会・評議員会等に報告するとともに、改善を要する意見等については、担当部が対応を検討し、経営会議の諮問機関であるお客さま志向検証委員会を通じフォローを実施しています。お客さま情報の保護については、情報管理規程等に定め、その管理を徹底しています。